

小金井市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、小金井市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 市民 5人以内
- (2) 教育又は子ども・子育て支援に関する機関又は組織に属する者 6人以内
- (3) 学識経験者 4人以内

2 前項第1号の委員は、公募によるものとし、当該委員のうちに、子どもの保護者である者が含まれるようにしなければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第6条 子ども・子育て会議に、専門の事項の調査審議のために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第9条 子ども・子育て会議の会議は、公開する。ただし、公開することが子ども・子育て会議の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援事業を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(子ども・子育て会議の委員)

2 この条例の施行の際、現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定に基づき小金井市が設置する次世代育成支援対策地域協議会の委員に委嘱されている者は、子ども・子育て会議の委員とみなす。

(委員の任期に関する特例)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

4 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

社会福祉委員	月額	11,000円
--------	----	---------

」を

「

社会福祉委員	月額	11,000円	
子ども・子育て会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」に改める。